公有財産台帳の登載誤り

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| 山本高等学校 | 行政財産の使用許可の更新について、公有財産台帳への登載を行っていないものがあった。   |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | | 種別 | 許可数量 | 目的 | 年間使用料 | 許可期間 | | 建物 | 18.08㎡ | 給品部 | 47,740円 | (注１)  令和５年４月１日から  令和10年３月31日まで | | 土地 | 19.778㎡ | 防災倉庫 | 免除 | (注１)  令和５年４月１日から  令和10年３月31日まで | | 土地 | 1本 | 防災標識柱及び防災標識板 | 免除 | (注１)  令和５年４月１日から  令和10年３月31日まで | | 土地 | 1本 | 電話回線ケーブル | 免除 | (注２)  令和５年４月１日から  令和10年３月31日まで | | 建物 | 0.03㎡ | 保安器 | 免除 | (注２)  令和５年４月１日から  令和10年３月31日まで | | 建物 | 0.0054㎡ | モジュラージャック | 免除 | (注２)  令和５年４月１日から  令和10年３月31日まで | | 土地 | 0.30㎡ | 空調機 | 600円 | (注２)  令和５年４月１日から  令和６年３月31日まで | | 建物 | 6.09㎡ | 本館　空調機 | 29,700円 | (注２)  令和５年４月１日から  令和６年３月31日まで | | 建物 | 1.39㎡ | 体育館　空調機 | 4,730円 | (注２)  令和５年４月１日から  令和６年３月31日まで | | 建物 | 0.260㎡ | プール付属棟　濾過ポンプインバータ盤 | 3,190円 | (注２)  令和５年４月１日から  令和６年３月31日まで | | 建物 | 94.34㎡ | 本館　照明器具 | 免除 | (注２)  令和５年４月１日から  令和６年３月31日まで |  |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | | 種別 | 許可数量 | 目的 | 年間使用料 | 許可期間 | | 建物 | 37.71㎡ | 南館　照明器具 | 免除 | (注２)  令和５年４月１日から  令和６年３月31日まで | | 建物 | 6.54㎡ | 体育館　照明器具 | 免除 | (注２)  令和５年４月１日から  令和６年３月31日まで | | 建物 | 21.92㎡ | 同窓会活動 | 免除 | (注２)  令和５年４月１日から  令和６年３月31日まで | | 建物 | 2.775㎡ | 同窓会活動 | 免除 | (注２)  令和５年４月１日から  令和６年３月31日まで | | 建物 | 20.471㎡ | 同窓会活動 | 免除 | (注２)  令和５年４月１日から  令和６年３月31日まで |   （注１）公有財産台帳では、許可期間が「平成30年４月１日から令和５年３月31日まで」のまま放置されていた。  （注２）公有財産台帳では、許可期間が「令和４年４月１日から令和５年３月31日まで」のまま放置されていた。  また、借用財産の期間の更新について、公有財産台帳への登載を行っていないものがあった。   |  |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | --- | | 種別 | 所在地 | 借用数量 | 借用目的 | 年間借用料 | 借用期間 | | 土地 | 八尾市山本町北２丁目１ | 3,335㎡ | 運動場 | 3,000,000円 | (注３)  令和５年４月１日から  令和６年３月31日まで |   （注３）公有財産台帳では、借用期間が「令和４年４月１日から令和５年３月31日まで」のまま放置されていた。 | 検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。   |  | | --- | | 【大阪府公有財産規則】  (使用状況の確認)  第31条　部局長等は、その所管する行政財産の使用の許可の内容について、知事が別に定めるところにより公有財産台帳に登載し、毎年一回、その許可に係る行政財産の使用の状況を実地について調査し、確認しなければならない。  【大阪府公有財産台帳等処理要領】  （借用財産）  第18条　部局長等は、所管事業にかかわる借地及び借家（借建物）の契約等を行ったときは、借用財産としてシステムを用いて借用登録を行うものとする。  ２　登録した借用財産の状況に異動があったときは、システムを用いて異動登録を行うものとする。  （使用許可、貸付又は使用承認の状況）  第19条　部局長等は、使用許可、貸付又は使用承認を行ったときは、システムを用いて使用許可、貸付又は使用承認の情報を当該年度に登録するものとする。  ２　登録した使用許可、貸付又は使用承認の状況に異動があったときは、システムを用いて異動登録を行うものとする。  【公有財産事務の手引】  第２章　公有財産の取得  第３節　借用  府が行政遂行の手段として､他者の所有する財産を許可又は契約（賃貸借契約､使用貸借契約）により借り受けることをいう。  借用財産は、公有財産ではないが、公用又は公共用に供するために借用する財産は公有財産と同様に管理する必要がある。その用に供するために土地や建物を１年以上の期間借用する場合は、公有財産台帳等管理システムに登録すること。 | |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和５年10月２日から令和６年１月31日まで）